
役員報酬規程

社会福祉法人 超寿会

役員報酬規程

第1章 総 則

(総 則)

第1条 この規程は、役員報酬について定める。

第2章 報 酬

(決定方法)

第2条 役員報酬は、評議員会の決議により、別表のとおり決定し支払われる。
なお、役員報酬は、法人の経営状態、職員の給与などとの均衡及び勤務実態に即して決定する。

(報酬体系)

第3条 報酬の体系は、常勤理事・非常勤理事・監事とも「役員報酬」の単一項目とする。

(非常勤理事の報酬の算定)

第4条 非常勤理事の報酬については、その理事の社会的地位、法人への貢献度および就任の事情などを総合的に勘案して、評議員会の決議により決定する。

(休職時の取り扱い)

第5条 理事が疾病の治療その他の事由によって休職するときは、勤務の実態に即して支給することとし、評議員会の決議により、報酬の支払いを決定する。

(ベースアップと報酬改訂)

第6条 職員給与のベースアップに伴い、職員給与と理事報酬とのバランスが不適切になったと判断されるときは、評議員会の決議により、理事報酬の増額改訂を行うことがある。

(減額措置)

第7条 法人業績の状況その他必要に応じ、評議員会の決議により、臨時に報酬の減額措置を講じることがある。

(支払日)

第8条 報酬は、毎月15日に支払う。

(支払方法)

第9条 報酬は、本人が法人に届け出た銀行口座への振り込み又は現金によって支払う。

(控除)

第10条 報酬の支払いに当たり、次のものを控除する。

- ① 所得税、住民税
- ② 社会保険料
- ③ その他必要なもの

第3章 賞 与

(賞与)

第11条 法人の営業成績により、評議員会の決議により、益金処分として賞与を支給することがある。

(賞与の支給額)

第12条 賞与の支給額は、各人の報酬額を基準として、評議員会の決議により決定する。

(支払日)

第13条 賞与の支払日は、その都度決定する。

付 則

この規程は、平成29年 7月 1日から施行する。

理事、監事、評議員に対する報酬等の支給基準規程

第1条 役員の報酬の体系は、常勤理事・非常勤理事・監事とも「役員報酬」の単一項目とする。

第2条 役員の報酬は、評議員会の決議により別表のとおり決定し支払われる。なお、役員の報酬は、法人の経営状態、職員の給与などとの均衡及び勤務実態に即して決定する。

第3条 非常勤理事の報酬については、その理事の社会的地位、法人への貢献度および就任の事情などを総合的に勘案して、評議員会の決議により決定する。

第4条 報酬は、毎月 15 日に本人が法人に届け出た銀行口座への振り込み又は現金によって支払う。

第5条 評議員は無報酬とする。

附則

1. この規程は、平成 29 年 7 月 1 日より施行する。

社会福祉法人 超寿会 役員報酬表

平成 29 年 7 月 1 日現在

単位：万円

	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
1号	1 0	6 6	1 1 0	1 6 0	2 1 0
2号	2 0	7 6	1 2 0	1 7 0	2 2 0
3号	3 0	8 5	1 3 0	1 8 0	2 3 0
4号	4 0	9 5	1 4 0	1 9 0	2 4 0
5号	5 0	1 0 5	1 5 0	2 0 0	2 5 0